

Press Release

令和2年3月31日 【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課:尾田、東江

就業子育て世代支援対策室 藤枝、篠崎

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の延長について

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)
- ・個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度 (新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金)

を創設し、令和2年2月27日から3月31日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定ですので、お知らせいたします。その概要は、別紙のとおりです。詳細については、あらためて公表いたします。

<問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

電話:0120-60-3999

受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含む)

【公表資料】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金・・・・別紙